

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた 診療等の時限的・特例的な取扱いに係る処方箋の対応手順書

処方箋の備考欄に「COV 自宅」「COV 宿泊」と記載された処方箋の薬剤交付について
以下は、公費で一部負担金が発生しない対応を例としています。

- ① 医療機関から直接 FAX 等により処方箋が交付される。(原本は、後日薬局へ直接送付される)
- ② 処方箋の備考欄の「CoV自宅」又は「CoV宿泊」の記載を確認する
 - 記載がない時は、医療機関に確認する
 - 患者の連絡先(電話番号、住所)の確認
 - 患者から電話が入る 又は 医療機関から情報提供
 - 自局の新患で連絡先がわからない場合は、医療機関に照会
- ③ 処方内容を確認し、医薬品の在庫を確認するとともに、疑義がある時は医師に照会する
- ④ 患者からの電話 または 薬局から患者に電話
 - ・保険証の情報や住所の確認
 - ・薬局から薬のお渡し(配送)方法(配送業者を使用 または 薬局の従事者が配達)を説明
 - ・そのほか必要情報を確認
- ⑤ 調剤薬には、患者の受け取り確認のために連絡いただき、薬局の電話番号、薬剤師名等のメモを添付するなどして、薬局に電話をかけていただくようにする
- ⑥ 配送業者に配送(患者と対面しない方法)を依頼 → 患者は到着後薬局に連絡 ⑤
薬局の従事者が配達 → ・患者宅のドアノブ等に調剤薬を置き配し、患者宅に電話連絡する
 - ・薬局の従事者は、置き配した場所から離れたところで、調剤薬が回収されたことを確認して帰る
 - ・患者は届けられた調剤薬を確認後、薬局に電話を入れる ⑤
- ⑦ 患者から薬局に電話がかかってきたら(または頃合いを見計らってかける)、服薬指導を実施し、現在の体調を確認する。(服薬指導は、④で実施することも可)
服薬期間中は、薬剤師が電話等で確認(フォローアップ)することがあること、必要な情報は医療機関に伝えることもできることを伝える

薬局における薬剤交付支援事業

上記の処方箋(処方箋備考欄に 0410 対応と記載されたものを含む)に係る、薬局が薬剤の配送等に要した費用については、国から補助される。毎月末締めで実施状況の一覧を作成し翌月 15 日(この事業は、令和4年 2月28日までなので、最終提出期限は、令和4年3月7日)までに、メール添付により、埼玉県薬剤師会に提出し請求する。(申請の根拠となる資料は要保存)

埼玉県薬剤師連盟